

国立大学法人九州大学会計規則

平成 16 年度九大会規第 1 号
施 行：平成 16 年 4 月 1 日
最終改正：令和 5 年 3 月 29 日
(令和 4 年度九大会規第 9 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、本学が行う業務の適正かつ効率的な実施を図るとともに、財務状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本学の財務及び会計に関しては、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法人法」という。）その他国立大学法人の財務及び会計に関し適用又は準用される法令等の定めるところによるほか、本規則の定めるところによる。

(事務の総括)

第 3 条 九州大学総長（以下「総長」という。）は、本学の財務及び会計に関する事務を総括するものとする。

(事務の分掌及び職務権限の委任)

第 4 条 総長は、財務及び会計に関する事務を本学の職員に分掌させるとともに、その処理に係る職務権限を委任するものとする。

2 前項に規定する事務の分掌及び職務権限の委任については、別に定めるところによる。

(年度所属区分)

第 5 条 本学の会計は、資産、負債及び純資産の増減又は異動並びに収益及び費用について、その原因となった事実の発生した日により年度所属を区分するものとする。ただし、その日を決定し難い場合は、その原因たる事実を確認した日をもって年度所属を区分するものとする

(会計単位)

第 6 条 会計単位は、全学をもって 1 単位とし、事務局に総勘定元帳を置くものとする。

(勘定科目、会計帳簿及び会計伝票)

第 7 条 会計取引は、すべて適正な勘定科目に仕訳し、整然かつ明瞭に会計帳簿及び会計伝票に記録、整理しなければならない。

2 勘定科目、会計帳簿及び会計伝票の適用基準並びに保存期間については、別に定めるところによる。

3 帳簿等の記録・保存については、電子媒体によることができる。

(財産の管理)

第 8 条 本学の財産は、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて、最も効率的に、これを運用しなければならない。

2 貢産の管理について必要な事項は、この規則によるほか、別に定めるところによる。

第 2 章 予算

(予算、収支計画及び資金計画の作成)

第 9 条 各事業年度における予算（人件費の見積りを含む。以下同じ。）、収支計画及び資金計画は、法人法第 31 条に規定する中期計画に基づき作成するものとする。ただし、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(予算の配分)

第 10 条 予算は、本学の業務に係る中期計画及び学内予算の配分計画等に基づき配分するものとする。

(予算の執行)

第 11 条 予算の執行に当たっては、その適正かつ効率的な執行に努めなければならない。

2 予算は、管理簿等によって執行状況を常に明らかにしておくものとする。

(予算の使途の決定)

第12条 予算の使途の決定その他必要な事項については、別に定めるところによる。

(予算の経理)

第13条 契約並びに収入及び支出に関する事務は、予算に基づき行うものとする。

2 前項に規定する事務及び決算に関する事務の処理について必要な事項は、この規則によるほか、別に定めるところによる。

第3章 出納取引

(金銭及び有価証券の定義)

第14条 金銭は、現金及び預金をいう。

(1) 現金は、通貨のほか、他人振り出しの小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書、銀行払歳出金支払通知書、国庫金支払通知書その他隨時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

(2) 預金は、当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。

2 有価証券は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券又は同条第2項に規定する有価証券とみなされる権利をいう。

(取引金融機関の指定等)

第15条 取引金融機関（以下「銀行等」という。）は、総長が指定するものとする。

2 銀行等に預金口座又は貯金口座を設ける場合は、原則として、本学の代表者たる総長の名義によるものとする。

(手許現金等)

第16条 現金は、業務上必要な額を除いて、銀行等に預け入れるものとする。

2 業務上必要がある場合は、別に定めるところにより、手許に現金及び預金を保有することができる。

(収納)

第17条 本学の収入金を収納しようとするときは、収入の内容を調査及び決定して行うものとする。

2 前項の収入金の収納は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 銀行等の口座振替又は口座振込による収納
- (2) 小切手による収納
- (3) 現金による収納

3 収納した現金は、速やかに銀行等に預け入れなければならない。

(収入の確保)

第18条 納付期限までに納入されない債権があるときは、別に定めるところにより、その債務者に対して納入を督促し、収入の確保を図らなければならない。

(債権の免除等)

第19条 本学の債権のうち次の各号に掲げるものについては、別に定めるところにより、その債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更することができる。

- (1) 収納不能と認められる債権
- (2) 大学の運営上必要と認められる債権

(支払)

第20条 本学の支出金を支払おうとするときは、支出の内容を調査及び決定して行うものとする。

2 前項の支出金の支払は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 銀行等の口座振込又は口座振替による支払
- (2) 小切手による支払
- (3) 現金による支払

(前払い及び仮払い)

第21条 経費の性質上必要がある場合においては、別に定めるところにより、前払い又は仮払

いを行うことができる。

(立替払い)

第22条 業務上やむを得ない場合においては、別に定めるところにより、立替払いを行うことができる。

(金銭の過不足)

第23条 金銭に過不足が生じたときは、直ちにその事由を調査して、必要な措置を執らなければならない。

(余裕金の運用)

第24条 業務上の余裕金は、業務の執行に支障がない範囲で、準用通則法第47条に規定する場合に限り、運用することができる。

2 法人法第34条の3第1項に規定する認定又は法人法第34条の4第1項に規定する指定国立大学法人の指定を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、業務上の余裕金（国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第9条の4各号に定める要件のいずれかに該当するものに限る。）の運用を、法人法第34条の3第2項に規定する方法で行うことができる。

(借入金等)

第25条 長期借入金又は本学の名称を冠する債券の発行は、法人法第33条の規定により文部科学大臣の認可を受けて行うことができる。

2 前項の規定によるほか、準用通則法第45条の規定により、短期的な支払資金に充てるため短期借入金を行うことができる。

(出資)

第26条 出資は、法人法第22条第1項第6号から第9号まで及び同条第2項の規定により文部科学大臣の認可を受けて行うことができるほか、法人法第34条の5第1項及び同条第2項の規定により文部科学大臣の認可を受けて行うことができる。

第4章 資産

(資産の区分)

第27条 資産は固定資産、流動資産に区分する。

2 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産とする。

(1) 有形固定資産は、次に該当するものをいう。

イ 建物及び附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品、船舶、車両運搬具その他これらに準ずるもので取得価額が50万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの

ロ 土地、図書、美術品・収蔵品、建設仮勘定その他これらに準ずるもの

(2) 無形固定資産は、次に該当するものをいう。

イ 特許権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、ソフトウェアその他これらに準ずるもので取得価額が50万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの

ロ 借地権、地上権その他これらに準ずるもの

(3) 投資その他の資産は、流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産とし、投資有価証券、関係会社株式、その他の関係会社有価証券、引当特定資産、長期貸付金、関係法人長期貸付金、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権、長期前払費用、未収財源措置予定額その他これらに準ずるものをいう。

3 流動資産は、現金及び預金、未収入金、受取手形、契約資産、有価証券、一年以内償還予定期国立大学法人等債償還引当特定資産、たな卸資産、前渡金、前払費用、未収収益その他これらに準ずるものをいう。ただし、通常の業務活動に係る期間を超えるもの及び1年内に回収又は費用化等されないものは除く。

4 前項のたな卸資産は、商品、製品、副産物及び作業くず、半製品、原料及び材料、仕掛品、医薬品、診療材料並びに貯蔵品をいう。

(固定資産の取得価額)

第28条 固定資産の取得価額は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事、製造及び制作によるものは、工事、製造又は制作の価額に付随費用を加算した額
- (2) 購入によるものは、購入代価に付隨費用を加算した額
- (3) 交換によるものは、譲渡した資産の帳簿価額
- (4) 寄附、譲与、その他無償で取得したものは、取得時の公正な評価額
- (5) 政府から現物出資として受入れた固定資産については、法人法第7条第6項に規定する評価委員会が決定した額
- (6) 無形固定資産については、取得のために要した額

2 前項の規定によるほか、図書の取得価額については、別に定めるところによる。

(固定資産の管理)

第29条 固定資産は、その増減及び異動を固定資産台帳等によって物件別に記録し、管理するものとする。

(帳簿価額)

第30条 固定資産台帳等の帳簿価額は、原則として、その取得価額より減価償却累計額を控除した金額とする。

(資本的支出と修繕費の区分)

第31条 固定資産の原状を維持しその能力を回復する費用は、修繕費として処理する。

2 固定資産の耐用年数を延長させ、又は資産価値を高める場合は、それに対応する支出を当該固定資産の帳簿価額に加算するものとする。

(減価償却)

第32条 固定資産の減価償却は、当該固定資産が計上された当該月から行うものとする。

2 減価償却は、有形固定資産、無形固定資産とも定額法による。

3 減価償却を行う固定資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めるところによる。ただし、特定の研究のために取得した固定資産の償却を行う期間については、個々の実態に応じて判断して行うものとする。

(固定資産の除却等)

第33条 固定資産は、次の各号に掲げる場合に除却することができる。

- (1) 災害又は盜難等により滅失したとき
- (2) 著しく減耗し、使用に耐えないとき
- (3) 陳腐化あるいは不適応化して使用を停止したとき
- (4) 無償譲渡を行うとき
- (5) その他除却する必要があると認められるとき

2 固定資産の売却その他必要な事項は、別に定めるところによる。

(有価証券及びたな卸資産の価額)

第34条 有価証券及びたな卸資産の取得原価は、購入代価に手数料等の付隨費用を加算した額とする。

2 有価証券及びたな卸資産の取扱い並びに評価方法等は、別に定めるところによる。

第5章 負債及び純資産

(負債の区分)

第35条 負債は、固定負債及び流動負債に区分する。

2 固定負債は、長期繰延補助金等、長期寄附金債務、長期前受受託研究費、長期前受共同研究費、長期前受受託事業費等、大学改革支援・学位授与機構債務負担金、長期借入金、国立大学法人等債、退職給付に係る引当金、長期未払金、資産除去債務その他これらに準ずるものとする。

3 流動負債は、運営費交付金債務、授業料債務、預り施設費、預り補助金等、寄附金債務、前受受託研究費、前受共同研究費、前受受託事業費等、前受金、科学研究費助成事業等預り金、預り金、短期借入金、一年以内償還予定国立大学法人等債、未払金、契約負債、前受収益、未払費用、未払消費税等、引当金、資産除去債務その他これらに準ずるものとする。ただし、1年以内に支払又は収益化等されないものは除く。

(純資産の区分)

- 第36条 純資産は、資本金、資本剰余金、利益剰余金及び評価・換算差額等に区分する。
- 2 資本金は、会計上の財産的基礎であって、本学に対する出資を財源とする払込資本に相当する額をいう。
- 3 資本剰余金は、会計上の財産的基礎であって、贈与資本及び評価替資本が含まれる額をいう。
- 4 利益剰余金は、業務に関連し発生した剰余金であって、稼得資本に相当する額をいう。

第6章 契約

(一般競争契約)

第37条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

- 2 前項の一般競争に参加する者に必要な資格、公告の方法及び競争について必要な事項は、別に定めるところによる。

(指名競争契約)

第38条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、指名競争に付するものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前条の一般競争に付する必要がないとき
- (2) 前条の一般競争に付することが本学にとって不利と認められるとき
- 2 業務運営上特に必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、指名競争に付することができる。
- 3 前2項の指名競争について必要な事項は、別に定めるところによる。

(随意契約)

第39条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき
- (4) 契約に係る予定価格が別に定める範囲内であるとき
- (5) 競争に付しても入札者がないとき又は再度の入札に付しても落札者がないとき
- (6) 落札者が契約を結ばないとき
- 2 前項の随意契約について必要な事項は、別に定めるところによる。

(入札の原則)

第40条 第37条及び第38条に規定する競争は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

(予定価格)

第41条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約に係る予定価格を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、書面による予定価格の作成を省略することができる。

(落札の方式)

第42条 競争に付する場合は、別に定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、本学の支出の原因となる契約のうち別に定めるものについては、相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

- 2 その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価

格その他の条件が本学にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができます。

（契約書の作成）

第43条 競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、別に定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他履行に関する必要な事項を記載した契約書を作成するものとする。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

（保証金）

第44条 第37条及び第38条に規定する競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者に別に定める額の入札保証金を納めさせなければならない。

- 2 契約を締結する場合においては、契約を締結する者に別に定める額の契約保証金を納めさせなければならない。
- 3 入札保証金及び契約保証金（以下「保証金」という。）は、特に必要がないと認められる場合には、別に定めるところにより、それらの全部又は一部を納めさせないことができる。
- 4 保証金の納付は、別に定めるところにより、確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

（監督及び検査）

第45条 工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、別に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

- 2 前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、別に定めるところにより、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。
- 3 前2項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当期間内につき破損、変質、性能低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、給付の内容が担保されると認められる契約は、第1項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。
- 4 監督及び検査は、特に必要があるときは、別に定めるところにより、本学の職員以外の者に委託してこれを行わせることができる。

（政府調達の取扱い）

第46条 政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年3月19日条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束を実施するために必要な事項は、別に定めるところによる。

第7章 決算

（月次決算）

第47条 本学の毎月末における財務状況を明らかにするため、月次決算を行い、月次報告書を作成するものとする。

- 2 月次報告書の様式その他必要な事項は、別に定めるところによる。

（年度末決算）

第48条 事業年度末の決算に際しては、当該事業年度末日における資産・負債の残高並びに当該期間における損益に関し真正な数値を把握するための各帳簿の締め切りを行い、資産の評価、債権・債務の整理、その他決算整理を的確に行って、別に定めるところに従って決算数値を確定しなければならない。

（決算書類）

第49条 每事業年度末現在において、次の各号に掲げる決算書類を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 純資産変動計算書

- (4) キャッシュ・フロー計算書
 - (5) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
 - (6) 附属明細書
 - (7) その他必要と認める書類
- 2 前項の決算書類は、法人法第11条第6項及び準用通則法第39条の規定により、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。
- 3 監査を受けた決算書類は、準用通則法第38条第1項及び第2項の規定により、監事及び会計監査人の意見を付して文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第8章 内部監査及び責任

(内部監査)

第50条 財務及び会計に関する事務の適正な処理を図るため、職員による内部監査を行うものとする。

(財務及び会計上の義務及び責任)

第51条 役員及び職員は、本規則に基づき、善良な管理者の注意をもって財務及び会計に関する事務を処理しなければならない。

2 役員及び職員は、故意又は重大な過失により、本学に損害を与えたときは、その損害を弁償する責に任じなければならない。

3 現金及び有価証券等を取扱う職員は、善良な管理者の注意義務を怠り、その保管に係る現金及び有価証券等を亡失し、又は毀損したときは、その損害を弁償する責に任じなければならない。

(弁償責任の決定及び弁償命令)

第52条 総長は、前条第2項又は第3項に掲げる事実が発生したときは、その者につき、弁償責任の有無及び弁償額を決定するものとする。

2 総長は、前項の規定により弁償責任があると決定したときは、その者に対して弁償を命ずるものとする。

第9章 雜則

(雑則)

第53条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大会規第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大会規第13号)

この規則は、平成20年3月31日から施行する。

附 則 (平成28年度九大会規第1号)

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年度九大会規第8号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大会規第17号)

この規則は、平成31年3月26日から施行し、平成31年2月1日から適用する。

附 則 (令和元年度九大会規第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大会規第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大会規第1号)

この規則は、令和4年6月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年度九大会規第9号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。